

会 議 記 録

会議名称	杉並区介護保険運営協議会（令和3年度第3回）	
日時	令和4年1月21日（金）14時00分～15時18分	
場所	杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室	
出席者	委員名	古谷野会長、藤林副会長、石川委員、植田委員、小林委員、日置委員、瑠璃川委員、奥田委員、山田委員、安田委員、佐々木委員、田嶋委員、森安委員、根本委員、相田委員、櫻井委員
	区側	高齢者担当部長、高齢者施策課長・高齢者施設整備担当課長、高齢者在宅支援課長・地域包括ケア推進担当課長、介護保険課長、保健サービス課長、在宅医療・生活支援センター所長
	事務局	近藤、山本、小野
欠席者	堀本委員、成瀬委員、高橋委員、井口委員、堀向委員、邑楽委員	
配付資料等	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域密着型サービス事業所の開設について 2 地域密着型サービス事業所の指定等（区内）について 3 地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について 参考資料 高齢者の「地域の集いの場」情報検索システムについて 参考資料 在宅医療地域ケア通信 第25号	
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者担当部長挨拶 2 令和3年度第2回運営協議会会議録の内容確認について 3 議題 <ul style="list-style-type: none"> （1）地域密着型サービス事業所の開設について 4 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> （1）地域密着型サービス事業所の指定等（区内）について （2）地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について 5 その他 	
会議の結果	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域密着型サービス事業所の開設について（了承） 2 地域密着型サービス事業所の指定等（区内）について（報告） 3 地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について（報告） 	
高齢者施策課長	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、令和3年度第3回杉並区介護運営協議会を始めます。今年初めての会議でございます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の欠席のご連絡ですが、堀本委員、成瀬委員、高橋委員、井口委員、邑楽委員、堀向委員の計6名の方から欠席のご連絡をいただいています。また、区の幹事ですが、保健福祉部管理課長、障害者施策課長は所用のため欠席させていただきます。ご了承ください。</p> <p>それでは、初めに高齢者担当部長よりご挨拶申し上げます。</p>	
高齢者担当部長	<p>皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。今年最初の協議会でございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>私どもは、今年も皆様方からのご意見を賜りながら、杉並区の介護保険制度のよりよい運営に努めてまいりたいと思います。本日のご審議もどうぞよろしくお願ひいたします。</p>	

高齢者施策課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これ以降は会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長、どうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。お忙しいところ、その上大寒のものすごく寒い中、またよりによって重点措置の開始当日というときにお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>今日の議題は1つですが、中を見ますと1つではなく、いっぱい入っている1つですので、いつものように活発なご議論をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>最初に資料の確認をお願いいたします。</p>
高齢者施策課長	<p>本日は議題が1件、報告が2件でございます。資料番号は1から3となっております。</p> <p>それから、参考資料として高齢者の「地域の集いの場」情報検索システムのご案内と、「在宅医療地域ケア通信」の25号をおつけしています。</p> <p>資料については以上でございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。それでは、お手元の次第に従って進めます。</p> <p>まず、前回会議録の内容確認についてです。あらかじめ郵送していただいておりますので、ご確認いただいていると思います。何かお気づきの点がおありの方はいらっしゃいますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、これは確認されたことにしたいと思います。</p> <p>それでは、第1の議題に入ってまいります。「地域密着型サービス事業所の開設について」ですが、定期巡回が3件入っておりますので、定期巡回のところをまとめてご説明いただいた上で、それから次のところに移りたいと思います。</p> <p>介護保険課長、よろしく願いします。</p>
介護保険課長	<p>介護保険課長です。どうぞよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。</p> <p>議題の前にご報告がございます。前回、昨年10月29日の第2回運営協議会で「地域密着型介護サービス事業所の開設」についていただきました意見について報告いたします。</p> <p>施設の名称が「(仮称) たのしい家上井草」という認知症対応型共同生活介護で、有料老人ホームとの併設施設でございます。</p> <p>委員の方から2点、ご意見を頂戴いたしました。</p> <p>1点目が、コロナ禍において手洗い場が1か所では少なく感じる。手洗い場の増設などの対応ができるか検討してくださいというご意見。</p> <p>もう1つが、区内で初めて有料老人ホームとの併設になるので、有料老人ホームの医療スタッフとの連携を図れるか確認してくださいのご意見をいただきました。</p> <p>この2点を事業者に伝えたところ、いずれも分かりましたとの回答をいただきました。特に、手洗い場の増設を行うとの回答がありましたので、ご報告します。</p> <p>また、本日委員から事前にご質問をいただいておりますので、それぞれの案件の場で併せてご回答したいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、資料1を御覧ください。議題についてご説明してまいります。</p> <p>まず、「地域密着型サービス事業所の開設について」です。本日は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護3件、地域密着型通所介護2件でございます。まず、定期巡回の3件から申し上げます。</p> <p>(1)「ほっとらいふ 定期巡回」です。</p>

	<p>(ア)「施設の概要」です。 施設の名称が「ほっとらいふ 定期巡回」。 開設予定地が杉並区和田一丁目 14 番 3 号 4 階。 定員は上限なし。 開設予定年月日は令和 4 年 4 月 1 日。 圏域は高円寺でございます。</p> <p>(イ)「施設を運営する法人の概要」ですが、法人が有限会社ほっとらいふ。 代表者氏名が根本尚之様。杉並区訪問介護事業者協議会会長で、今の運協の委員をしていらっしゃいます。 所在地は記載のとおりです。 現在行っている事業は、訪問介護、居宅介護支援、地域密着型通所介護でございます。</p> <p>それでは、(ウ)「添付資料」を御覧ください。別添 1 - 1 が事業概要書です。</p> <p>「1. 法人について」「2. 計画概要」は今ご説明したとおりですが、事務所の面積が約 32.5 平米。</p> <p>「3. 職員体制及び研修計画」ですが、職員体制は管理者 1 名、計画作成責任者 4 名、定期・随時訪問介護員 10 名以上、オペレーター常時 1 名以上、計 5 名以上といった体制でございます。研修計画の内容は記載のとおりでございます。</p> <p>裏面を御覧いただきまして、「4. サービス提供計画」も記載のとおりです。</p> <p>「5. 資金計画」です。開設準備経費補助金 1,450 万円。自己資金 200 万円。借入金（つなぎ融資）100 万円の、合計 1,750 万円です。</p> <p>「6. 収支計画及び利用者見込み数」は、この表一番下の「利用者（のべ利用者数）」ですが、1 人、2 人、3 人、4 人、5 人という伸びを計画しており、開設の 2 か月後、令和 4 年 6 月に黒字化を見込んでいます。</p> <p>「7. 運営理念・運営方針」は記載のとおりです。</p> <p>続いて別添 1 - 2 「案内図」を御覧ください。立正佼成会のすぐ近く、本郷通り沿いでございます。</p> <p>続いて別添 1 - 3 「平面図」を御覧ください。定期巡回・随時対応型訪問介護看護の部分は右上にございます。同じフロアに居宅介護支援や相談室があります。</p> <p>こちらについては以上です。 最初の資料にお戻りください。1 ページ、下の (2) 「ユアーズ定期巡回」です。</p> <p>(ア)「施設の概要」です。 施設の名称が「ユアーズ定期巡回」。 開設予定地は杉並区下井草三丁目 34 番 5 号メイベルコート 101 号室。 定員は上限なし。 開設予定年月日は令和 4 年 4 月 1 日。 圏域は井草でございます。</p> <p>(イ)「施設を運営する法人の概要」ですが、法人は「有限会社ユアーズ」。 代表者氏名、所在地は記載のとおりでございます。 現在行っている事業は訪問介護、居宅介護支援、住宅型有料老人ホームです。</p> <p>(ウ)「添付資料」を御覧ください。別添 2 - 1 が事業概要書です。</p>
--	--

「1. 法人について」「2. 計画概要」は今ご説明したとおりですが、建物の面積は延べ床面積 42.25 平米です。

「3. 職員体制及び研修計画」です。管理者 1 名、介護職員 5 名、オペレーター 6 名、計画作成者 1 名の職員体制です。研修の内容は記載のとおりです。

「4. サービス提供計画」も記載のとおりです。

裏面を御覧いただきまして、「5. 資金計画」です。

事業費は、建築・設備費が 1,477 万 7,469 円、

運転資金は 1,464 万 4,000 円の合計 2,942 万 1,469 円。

それぞれの資金計画については、記載のと通りの補助金と自己資金の割合で調達するとのこととです。

「6. 収支計画及び利用者見込み数」はこの表の下、「利用者（のべ利用者数）」ですが、3 人、5 人、8 人、11 人、14 人という伸びを計画しており、開設から 6 か月後の令和 4 年 10 月に黒字化を見込んでいます。

「7. 運営理念・運営方針」も記載のとおりです。

続いて別添 2-2「案内図」を御覧ください。地図には直接載っていませんが、西武新宿線下井草駅の南西、桃井第五小学校の東側です。

別添 2-3「平面図」を御覧ください。左下の相談スペース、右下の事務スペース、鍵つき書庫といった配置になっています。

こちらのご説明は以上でございます。

それでは元の資料にお戻りください。資料 1 の 2 ページ目、(3)「クリエイトケア荻窪」です。

(ア)「施設の概要」です。

施設の名称が「クリエイトケア荻窪」。

開設予定地が杉並区南荻窪四丁目 29 番 10 号田丸ビル 403 号。

定員は上限なし。

開設予定年月日は令和 4 年 4 月 1 日。

圏域は荻窪でございます。

(イ)「施設を運営する法人の概要」ですが、法人が「一般社団法人いきいき健康クリエイト」。

代表者氏名は木村元彦氏。

所在地は記載のとおりです。

現在行っている事業は「なし」としてはいますが、代表者の木村元彦さんという方は杉並区訪問介護事業者協議会の副会長で、区内の介護事業にかなり詳しい方でございます。現在他の事業所に所属していますが、このたびクリエイトケア荻窪の立上げで独立されるということでお聞きしています。

添付資料を御覧ください。別添 3-1 が事業概要書です。

「1. 法人について」「2. 計画概要」は今ご説明したとおりですが、建物の面積（延べ床面積）は約 55 平米です。

「3. 職員体制及び研修計画」ですが、職員体制は、管理者 1 名、計画作成責任者 3 名、オペレーター 5 名、定期巡回介護職員 6 名（常勤 4 名、非常勤 2 名）、随時対応介護職員 5 名（常勤 3 名、非常勤 2 名）といった体制です。採用施策、採用時研修、年次研修は記載のとおりです。

「4. サービス提供計画」も記載のとおりです。

「5. 資金計画」です。開設準備経費補助金 1,400 万円、自己資金 1,500 万円、融資 1,000 万円です。

裏面を御覧いただきまして、「6. 収支計画及び利用者見込み数」の表の一番下「利用者（のべ利用者数）」ですが、3 人、7 人、10 人、15 人、19 人、

	<p>22人という伸びを計画しており、開設から5か月後の令和4年9月に黒字化を見込んでいます。</p> <p>「7. 運営方針・運営理念」は記載のとおりです。</p> <p>続いて、別添3-2「案内図」を御覧ください。JR荻窪駅の南側、環状八号線沿いでございます。</p> <p>続いて、別添3-3「平面図」を御覧ください。こちらについても右下の相談室、真ん中の事務室、鍵つき書庫という配置です。</p> <p>こちらについてのご説明は以上です。</p> <p>ここで、委員からご質問がございました。1つ目、杉並区内の定期巡回・随時対応型訪問介護・看護事業所の資料で、圏域ごとの各事業所の利用者数、延べ利用者数と収支状況の直近のデータがあるかというご質問でした。</p> <p>圏域ごとの各事業所の利用者数と収支状況ですが、個々の事業所についてお知らせするのは差し控えますが、おおむね10人から40人程度の利用者で、給付費の実績も月当たり200万円から700万円ほどです。</p> <p>恐れ入りますが、各事業所の収支状況は特に報告を受けていませんので、区では把握していません。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>副会長。</p>
副会長	<p>通常、審議事項にご本人が在席していいのでしょうか。普通教授会では一旦席を外していただいて、審議が終わったら呼びますが、ご本人を目の前にいろいろな議論ができないから、そうすると思いますが、この協議会では、そういう決まりはありませんか。</p>
高齢者施策課長	<p>この協議会の中でそういったルールはありませんが、確かに委員ご指摘のとおり、そういうパターンはよくあります。この件についてはあくまでも意見聴取ですので、委員がいてはいけないということにはならないと思いますが、委員のご判断で、もしよろしければ。</p>
副会長	<p>多分、ほかの事業所との平等性を保つには、何か質問があってもお答えになつてはいけないとか、何らかのルールがないと、ここについてはつい答えてしまうのではないですか。でもほかのところは誰も来ていないから答えられないというのがあるので、お一人だけだといいますが、同じ事業所が3つ出ているから、それは平等にしなければいけないと思います。</p>
会長	<p>では、すみませんが、ちょっとだけ廊下に行ってくださいますか。さっき早く終えるようにと言われていたのですけれども。早く終わりますので。</p>
(委員 退室)	
会長	<p>それでは、ご意見・ご質問おありの方がいらっしゃいましたら頂戴したいと思います。</p> <p>小林さん、どうぞ。</p>
委員	<p>事前質問をさせていただきまして、私は資料として書面でいただいて、皆さんでそれを議論したいと思っていたのですが口頭説明だったのと、あとはあまりにもざっくり過ぎて、状況が全く読めませんでした。</p> <p>なぜその資料をいただきなかったかという点、今回3か所開設されるということで、その必要性について利用者家族、そして事業所全てがうまく回っていくのか、今までの実績に基づいて意見を述べたいと思っていました。</p> <p>前回、第8期介護保険事業計画72ページの、定期巡回型・随時対応型の実績を見ますと、第7期で月の人数が122、153、161という推移で、また新たに3つの事業所を開設して、利用者や家族が介護負担の軽減になるか。</p>

	<p>このサービスは、皆さん「介護保険利用者ブック」を見ていただきますと、これも20ページに地域密着型サービスで出ているのですが、「定期的な巡回や随時の通報によって訪問し」ということで利用しやすいとは思いますが、例えば深夜にベッドから落ちてしまったので助けに来てほしいときも、このサービスは使えると思います。あるいは定期的に朝9時、12時、5時に排せつの介助をしてほしいというときに、このサービスは使えると思います。</p> <p>ということは、すごく使いやすいかもかもしれませんが、例えば夜中にサービス事業者が来る鍵の置き場所で、ご家族としてとか本人としてはどうかという部分。そして、利用の金額が固定なので、利用していい上限、介護区分の支給限度額を使うと、あとの残りでデイサービスやショートステイを使うことになるので、そこら辺がどうかという部分が、利用者の家族としてはすごく気になる場所です。</p> <p>反対に、事業所としてちょっと来てくださいと言われたときに、すぐヘルパーが派遣できるかとか、そこら辺の人材確保、あるいは固定した限度支給額で事業所は本当に開設してから皆さん黒字で推移しているのかということで、すごく不安になりました。</p> <p>もちろんほっとらいふは高円寺地区で今まで、前々回ぐらいに開所する事業所が急遽閉所というか、開所できなかったということで、その圏域に1か所できることは、住民としてもありがたい。</p> <p>そういう圏域ごとの利用者や家族は利用しやすくなると思うのですが、果たして利用する側、そして事業所双方をこのサービスでうまく増やす必要があるのか、私はすごく心配し、疑問に感じましたので、今度の資料提出と今のご意見を述べました。</p> <p>以上です。</p>
会長	介護保険課長、何かお答えになることはありますか。
介護保険課長	<p>箇所数が8か所しかないので、圏域ごとに何かお示しできるかとも考えてみましたが、1圏域に1か所しかなかったりするので分かってしまう。そういうことで、このような発表の仕方となったということではございます。</p> <p>申し訳ございませんが、これでご容赦いただければと思います。</p>
会長	<p>この定期巡回は、なかなか伸びませんでした。圏域ごとにばらつきがあって非常に心配していたところようやく今回、前回あたりからでしょうか、事業所の開所が始まって、そして今日3件上がったということです。</p> <p>ある意味非常に使いやすいというか、利用者にとって便利なありがたい制度として、いつだったか制度改正のときの目玉として作られた事業であります。一方で委員もおっしゃったように、利用者あるいは家族にとっては使いにくい面もあるやに聞くことはあります。その中で今後伸びるのかどうかというのが気になる場所ではあるというご心配であったかと思えます。</p> <p>ケアマネさんが御覧になって、このサービスはどうなりそうですか。</p>
委員	<p>ケアマネジャーの立場からお答えしますと、この性質上非常に狭いエリアでのご依頼かと思えます。通常の訪問介護に比べてエリアが限定されてしまうので、お使いになられたくても、今の7圏域の状態ではその範囲に及ばない方も実際にいらっしゃるというのが現状ではないかと思えます。</p> <p>ですので、同じような地域にたくさんということではなく、その間の地域にこのように、例えば高円寺地域や荻窪地域にできていただくのは、選択肢として欲しかったけれどもなかったという方のお役には立てるのではないかと、私は思います。</p>

	以上です。
会長	先ほど委員が言われた給付限度額との兼ね合いで、ほかが利用できなくなるということには直面していらっしゃいますか。
委員	どのような生活スタイルをお望みになられているかは個々のご要望だと思いますが、どのようなサービスを使って、何パターンか考えられる選択肢が増えると、皆さんそうだと思いますが、全てが限度額内で収まるばかりではないと思いますので、そういうときに使える幅は広がるのか。確かに制限が起こってしまう方も、ご要望によってはいらっしゃると思います。
会長	という現状を考えると、個々の事業者が今後どういうふう to 営業実績を上げていけるかどうか、それぞれの営業努力もありますからはっきりしたことをここでは言えないけれども、ただ区民として考えればそれぞれの圏域に事業所が、できれば2つくらいずつあるといいということがあります。 それからすると、こういうふう to 今までなかなか伸びなかった事業が伸びていくのはありがたいことと考えるといけないのではないかと思いますので、どうでしょうか。
高齢者施設整備担当課長	事業所の整備に当たっては私どもで所管している部分がありますので、私からも補足で説明いたします。 実際に今、7圏域に1か所から2か所整備する計画でございます。事業者から相談を受けるに当たっては、そうした地域バランスを見ながら事業者にも話をしていますので、我々としては地域に偏りがないように働きかけをしています。
会長	あと幾つぐらい必要と考えていますか。
高齢者施設整備担当課長	医療的ケアが必要な方がこれから増えていますし、今後も高齢者が増えていくと増えるだろうと見込んでいます。その中で、今1から2と見っていますが、今後圏域ごとに2か所、さらに進むようであれば必要に応じて、数の見直しをする必要があると思っています。
会長	区からの働きかけもあって、今回3つの事業所の開設申請が出ているそうです。よろしいですか。 ほかに何か、ご質問あるいはご意見がおありの方。 どうぞ、委員。
委員	事前に資料をいただいて、毎回疑問に思っていたところがあります。A、B、Cと3社あれば読み込むのが難しいと思って、多分事前に出す資料はフォーマットがあると思いますが、結構自由記述みたいな書き方をされていて、例えば職員体制だと必要順にA、B、C職とあって、Bはいなければゼロと書いていただくと、それぞれの事業所を比較できていいと思いました。自由に書かれている感じですか。
介護保険課長	事業概要書は、一定のフォーマットみたいなものはお送りしていますが、どうしても事業所によって書き方が異なっていることがございまして、見づらいというご意見かと思しますので、内部でも検討させていただければと思います。
会長	これでも以前よりは随分分かりやすく、整えられた形式です。前はもっと大変だった。
委員	星とか書かなくていいから、箇条書きにしてくれればいいと思いました。
会長	その辺はご検討ください。 ほか、いかがですか。

	委員、どうぞ。
委員	<p>先ほどの書き方の問題にも少し絡みますが、例えば研修計画も事業所ごとに比較すると、非常にあっさりしているところもあります。下井草などは時間だけを書いているので、そういうふうにする、こんなことはないのですが、事業者間のばらつきが見ていて気になるので、そのあたりも配慮していただきたいという意見です。</p> <p>あと、先ほどの話に重なりますが、7圏域で利用実態がどうなっているかを知ることは非常に重要だと思います。それが把握されることで事業者の利用状況がすぐ分かってしまうのはしょうがない面もあると思いますが、例えばそれぞれの事業者が利用者の見込み数を出していますが、この見込み数もかなりばらつきがあります。この見込み数がどのような根拠に基づいているのか、それぞれの圏域でどれほどの利用実態が見込まれるのかみたいなことが、この部分だけではよく分からない。</p> <p>その辺りをどういうふうに計画値として見るのか、考え方みたいなものを出していただかないと、この見込み数を見て、ああそうですかとなるだけなのは難しいというのがありました。</p>
介護保険課長	見込み数は事業者で検討している数だと思いますので、ご意見として、内部でも検討させていただければと思います。
会長	<p>事業所としては恐らく、提供できるサービスのキャパシティの問題と、それから市場開拓の具合を考えて、これぐらいという数値を出しているのだろうと思います。</p> <p>ただ、前からそこに事業を展開していた事業者でないと、その地域でどれぐらい需要が掘り起こせるか読み切れないうま書いていることもあるだろうと思いますので、その辺をあまり細かく追及してもしょうがないという気はいたします。</p> <p>委員、どうぞ。</p>
委員	<p>最後に要望です。先ほど課長の説明で、給付費は200万から700万ということで、これは全て黒字、赤字のところはなく順調に推移しているということですか。</p> <p>圏域で1か所から2か所、場合によっては3か所を区として考えておられるとのことですので、ぜひこれは利用者が少なく閉所になってしまうことのないように、定期巡回型の介護サービスがきちんと継続できるように計画をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
介護保険課長	ご要望ということで承りました。繰り返しになって恐縮ですが、黒字かどうかという収支状況を区としては把握しておりません。継続している以上は、一定の黒字があるものと理解しています。
会長	<p>事業者が幾つ事業所を持っているかとか、規模によってこれくらいまでの赤字は耐えられるとか、それぞれの営業努力も当然ありますから、そこまで厳しく、黒でなければ閉鎖を指導するとか、そんなことはできないので、さっき小林さんも言われたように、利用者も事業者も、それから区のみんながいいと思える状況がつかれるように、引き続き区が保険者としての指導をしていただくことだろうと思います。そういうことでいいですね。</p> <p>委員。</p>
委員	今回3つの事業所が定期巡回のサービスを行うということですが、定期巡回サービスについて、区内である程度全ての区民が利用しやすい地域に配置できるといいとおっしゃっていましたが、区としては定期巡回サービスのサ

	<p>サービス内容の基準のようなものは一応確認とか、指導みたいなものはありますか。</p> <p>というのは、3つ目の一般社団法人いきいき健康クリエイトは7の②で、重点を置くサービスとして「認知症ケアとターミナルケアに力を入れます」と書いていて、ほかの事業所は特にそういうことを書いていないので、各事業所で定期巡回サービスの内容にばらつきがあるものなのか。それともある程度主にやってもらえるサービスが決まっていて、プラスアルファでそういう特色があるものなのか、その辺りはどういう感じで運営されていますか。</p>
介護保険課長	<p>区は地域密着型サービスの運営や人員に関する基準を条例で定めており、定期巡回・随時対応型訪問介護につきましても同様に基準を定めていますので、少なくともその基準についてはいずれも満たしている。それ以外については、個々の事業所の特性・特徴が出ている部分もあると理解しています。</p>
委員	<p>といいますのは、さっき委員がおっしゃったようにこの定期巡回は、私のイメージではどちらかと言うと医療を中心とした、状態を把握される看護師が来られると思っていましたが、介護の方も来られて、排せつ交換を定期的にしてくださるなどもされると思うと、案外定期巡回サービスの内容を把握されていない方も多いのではないかと思って、そういうサービスも受けられるのであれば利用してみたいと思われる方もきっと多くいらっしゃると思うので、区からこうした内容のサービスができるということをもう少し、みんなに分かりやすいプロパガンダみたいものがあれば、もっといいと思いました。</p>
会長	<p>見ただけでは分からない。定期巡回・随時対応型訪問介護看護、これを読んで中身が分かる人は普通まずいないので、中身の広報は今後とも必要です。</p> <p>もちろん事業者はそれぞれおやりになり、ケアマネもサポートはしてくれますが、保険者としてもその辺の広報に力を入れていただくことでよろしいですか。</p> <p>どうぞ、委員。</p>
委員	<p>1つだけ確認というか、6番の収支計画及び利用者見込み数を比較したときに、多分書き方が違うだけだと思いますが、1人延べ人数というとき、最初のほっとらいふは1人に対して4月で計上しているが、2番目の人は3人のところを、実際に入ってくるのは翌々月だから、6月に計上して書いています。</p> <p>この辺を統一したほうが分かりやすいと思うので、そういうふうにしていただければどうか。最初の「ほっとらいふ」では、多分1人に対して11万5,229円をそういう見込みで計算されているという形ですね。</p> <p>そうすると、例えば3人のところを見たときに、34万5,897円という計上。それを2番目のところ、3人のところ、翌々月を見ると48万9,000円で計上という見方になってしまうから、ここは統一して出してもらったほうがいいのではないかと思います。</p>
会長	<p>達成主義で行くか、現金主義で行くかによって変わる部分ですが、この辺も先ほどの書式の問題の中で、ぜひご検討ください。</p>
介護保険課長	<p>分かりました。</p>
会長	<p>いいですね。では、お呼びしましょう。</p>
(委員 入室)	

会長	定期巡回、ぜひ頑張ってくださいという話になりました。 それでは、次の2件をお願いします。
介護保険課長	<p>資料1の2ページ下を御覧ください。「2 地域密着型通所介護」2件です。</p> <p>まず(1)「スポーツデイリコルス」。</p> <p>(ア)「施設の概要」です。 施設の名称は「スポーツデイリコルス」。 開設予定地が杉並区浜田山三丁目37番15号。 定員は15名。 開設予定年月日は令和4年4月1日。 圏域は高井戸でございます。</p> <p>(イ)「施設を運営する法人の概要」ですが、法人が「スギコー株式会社」、代表者氏名、所在地は記載のとおりでございます。現在行っている事業は、訪問介護、通所介護、訪問看護など記載の事業です。</p> <p>(ウ)「添付資料」を御覧ください。別添4-1が事業概要書です。</p> <p>「1. 法人について」「2. 計画概要」は今ご説明したとおりですが、建物の面積は54.15平米です。</p> <p>「3. 職員体制及び研修計画」ですが、「(1) 職員体制」は管理者1名(生活相談員と兼務)、生活相談員1名以上、機能訓練指導員1名以上、介護職員5名以上、看護職員3名という体制です。</p> <p>研修計画の内容は記載のとおり。</p> <p>「4. サービス提供計画」も記載のとおり。</p> <p>「5. 資金計画」です。既存の人員及び施設を利用するため、資金調達予定なしということです。こちらの施設につきましては既に昨年、令和3年10月に介護予防・日常生活支援総合事業の通所事業を開始しており、同じ場所地域密着型通所介護を行いますので、特に資金調達予定なしということです。</p> <p>次のページ、「6. 収支計画及び利用者見込み数」。表の下、「利用者(のべ利用者数)」ですが164人、248人、340人、424人、500人という伸びを計画しており、開設翌月の令和4年5月には黒字化を見込んでいます。</p> <p>「7. 基本理念・運営方針」は記載のとおりでございます。</p> <p>別添4-2「案内図」を御覧ください。京王井の頭線浜田山駅の北西、井の頭通り沿いにあるTSUTAYAと同じ建物の2階です。</p> <p>続いて、別添4-3「平面図」を御覧ください。機能訓練室、静養スペース、相談室、事務室といった配置です。</p> <p>こちらについては以上です。</p> <p>さきの資料にお戻りください。資料1の3ページに参ります。</p> <p>(2)「運動とマッサージのリハビリデイサービス えがお上井草店」。</p> <p>(ア)「施設の概要」です。 施設の名称が「運動とマッサージのリハビリデイサービス えがお上井草店」。</p> <p>開設予定地が杉並区上井草二丁目44番7号、小出ビル1階。 定員が2単位、18人。 開設予定年月日は令和4年4月1日。 圏域は井草でございます。</p> <p>(イ)「施設を運営する法人の概要」ですが、法人は「株式会社ルーツ」。代表者氏名、所在地は記載のとおりでございます。現在行っている事業は、地域密着型通所介護です。</p>

	<p>(ウ)「添付資料」を御覧ください。別添5-1が事業概要書です。「1. 法人について」と「2. 計画概要」は今ご説明したとおりですが、建物の面積は121.32平米。</p> <p>「3. 職員体制及び研修計画」です。管理者1名、生活相談員1名、機能訓練指導員2名、看護師1名、介護職員8名という体制でございます。研修の内容は記載のとおりです。</p> <p>「4. サービス提供計画」も記載のとおりです。</p> <p>ここで、委員からご質問がありました。「4. サービス提供計画」に記載があります「個別リハビリマッサージ」は介護保険サービスに含まれているかのご質問ですが、含まれております。利用者が別途費用を支払うことはございませんので、ご安心いただければと思います。</p> <p>裏面を御覧ください。「5. 資金計画」です。機器等設備資金などで1,500万円、所要の運転資金で1,000万円の合計2,500万円を融資調達済みとこのことです。</p> <p>「6. 収支計画及び利用者見込み数」。表の下、「利用者(のべ利用者数)」ですが、30人、90人、180人、290人、300人という伸びを計画しており、開設から4か月後の令和4年8月に黒字化を見込んでいます。</p> <p>「7. 運営理念・運営方針」は記載のとおりでございます。</p> <p>別添5-2「案内図」を御覧ください。西武新宿線上井草駅の東側でございます。</p> <p>続いて、別添5-3「平面図」を御覧ください。こちらも機能訓練室、静養室、相談室、事務室といった配置でございます。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、ご質問・ご意見。</p> <p>委員、どうぞ。</p>
委員	<p>事前質問で私が質問したマッサージは介護保険のサービスに入るとおっしゃいましたが、具体的にどのような内容ですか。マッサージと言うと医療保険であるとか、あるいは自費の分類になると私は思っていました。</p> <p>同じく今日提出の資料、スギコーの「法人について」の一番下の「(介護関係以外)」というところで「脳梗塞リハビリ(自費)」とあり、別添資料4-3に脳梗塞リハビリ室のスペースがあり、もしもここに来て受けるなら実費との解釈ができましたが、一方、事前質問したルーツの、個別リハビリマッサージ、この「マッサージ」に引っ掛かるのですが、これは介護保険でできますか。</p>
副会長	<p>リハビリの一環だと思います。リハビリと書けばいいものを、余計なものもつけたから。</p>
委員	<p>確認をお願いします。</p>
介護保険課長	<p>この株式会社ルーツ、えがお上井草店の個別リハビリマッサージですが、医師の指導のもとで行っているマッサージではなく、理学療法士が行っているマッサージというところが違うと認識しております。</p>
副会長	<p>リハビリで終わればいいものを、マッサージをつけたから混乱しただけだと思う。</p>
会長	<p>事業者としては、これを書くことによって理解を得たいという宣伝の意図も多少あると私は思っていました。普通だと、介護保険のリハビリデイで終わりのところだろうと思います。</p>

介護保険課長	マッサージの中身ですが、筋肉をほぐすとか、そういうマッサージ内容だろうと理解しています。
会長	委員、どうぞ。
委員	私の祖母が行っており、最初に見学に行ってみせていただきました。もちろん確認してもらったらあれなのですけれども、柔道整復師が個別で、ここが動きづらいというところを一緒に動かしながらリハビリをメインで行う、整体というよりもリハビリのための動きの補助のような感じで、マッサージと聞くとリラクゼーションのようですが、多分それだと思います。
委員	承知いたしました。私は施術を施されるマッサージをイメージしていて、委員からそういうご説明がありましたので、理解できました。
会長	針きゅうマッサージのマッサージではないということだと思います。 ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。 それでは、この2件も前の3件と同じくご承認いただいたこととして、報告事項に移りたいと思います。 報告事項1「地域密着型サービス事業所の指定等（区内）について」です。 介護保険課長、続けてください。
介護保険課長	<p>それでは、引き続きまして「地域密着型サービス事業所の法人変更に伴う指定（区内）について」をご報告いたします。資料2-1を御覧ください。</p> <p>介護保険法第78条の5第2項、第115条の15第2項による廃止、介護保険法第78条の2第1項及び第115条の12第1項による指定についてご報告いたします。</p> <p>本日は地域密着型通所介護1件です。事業所の廃止とありますが、実質は法人が変わって事業所名も変わり、従事者や利用者は引き続き同じ事業所にいるものでございます。</p> <p>事業所名称が「デイサービス法政」。旧名称は「樹楽 団らんの家井荻」。所在地は杉並区井草三丁目13番7号。利用定員は10名。</p> <p>元の事業所名称が「樹楽 団らんの家井荻」。法人名が「株式会社エヌベーション」。所在地、代表者氏名は記載のとおり。</p> <p>新しい事業所名称が「デイサービス法政」。法人名が「那賀町に光を照らす株式会社」。所在地、代表者氏名は記載のとおり。</p> <p>変更年月日は令和3年12月1日。</p> <p>変更の理由は法人変更、名称変更でございます。</p> <p>こちらについては事前に委員からご質問をいただいておりますので、先に回答させていただきます。</p> <p>1つ目は、旧事業所は埼玉県戸田市で、新事業所は徳島県那賀郡。地理的に気になったことと、法人名が「那賀町に光を照らす」とありますので、福祉関係か宗教団体なのか気になりました。何か事情が分かりますか。ただの商取引なのか、営業利益が上がらず手放したのかとのご質問からです。</p> <p>まず「那賀町に光を照らす株式会社」という法人は、徳島県那賀町でデイサービスやサービス付き高齢者向け住宅など、福祉関係の事業を運営している法人でございます。特に宗教法人ではなく、法人の代表者の柏木岳さんは那賀町議会議員を4期務めている公的な方でございますので、ご安心いただければと思います。</p> <p>法人変更することになった個別の事情は承知していませんが、近年後継者不足などの理由でM&Aが全国的に広がっていて、今回もそのような中での法人変更ではないかと推測しています。</p> <p>続きまして、法人変更・名称変更は届出だけで完結するのかとの質問をい</p>

	<p>ただいています。</p> <p>介護保険法上は法人変更という定めはありませんので、事業所の廃止と新規申請の両方を行っています。そして新規申請がございましたので、今回区職員が改めて現地確認を行っています。</p> <p>介護保険運営協議会上は、今回のように実質的に内容が変わらない場合、報告事項とすると整理したと聞いています。</p> <p>それからアパートの持ち主、大家が変わるようなものでしょうかとのご質問には、そのようなご理解で結構かと思えます。</p> <p>次は、上記のように営業利益が上がらないから手放すのなら、職員が辞めさせられたり、例え残っていてもハラスメントなどで去ってしまったりで、通所サービスの内容も利用者を取り巻く環境も劣化してしまうのではないかと心配しています。新規届出では事業所の方針など、活字でおよそのイメージが分かりますが、継続事業所では知る機会がありません。利用者は立場が弱いので、嫌と感じても我慢しているのかもしれないとのご質問をいただいています。</p> <p>まず、職員はそのまま引き継がれています。それから、法人変更があっても人員配置や利用者が同じであれば介護報酬は変わりませんので、賃金などに大きな影響はないものと考えています。また、法人名や事業所名が変わっても職員がほぼ同じなので、利用者の環境もあまり変わらないものと認識しております。</p> <p>なお、今回法人名や事業所名が変わるに当たり、改めて法人と全ての利用者との間で契約を結び直しております。そして、法人から利用者に法人名や事業所名が変わることについてご説明して、同意をいただいていると聞いていますので、ご安心いただければと思います。</p> <p>最後に、変更してからの運営状況のチェックなどはしていますか。なければ、変更してから6か月後にヒアリングを行うなどのシステムなどはいかがですかとのご質問をいただいています。</p> <p>変更してからの運営状況はチェックしていませんが、地域密着型通所介護事業所は年2回、運営推進会議を開催することとしています。これは事業所職員、利用者や利用者の家族、地域住民（民生委員や町場の方）、区職員または地域包括支援センター職員などをメンバーとして、事業所が提供しているサービスの内容を明らかにして、サービスの質を確保することを目的に、そのような会議を設置しております。</p> <p>この運営推進会議で事業所の運営状況を区職員や地域包括支援センター職員が知ることができますので、こちらについてはご安心いただければと思います。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>ほかにご質問、あるいはご意見がおありの方はいらっしゃいますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、次の報告へ行ってください。</p>
介護保険課長	<p>続きまして「地域密着型サービス事業所の廃止（区内）について」、ご報告いたします。資料2-2を御覧ください。</p> <p>介護保険法第78条の5第2項、第115条の15第2項による廃止についてご報告いたします。本日は地域密着型通所介護1件と、認知症対応型通所介護1件ですが、いずれも同じ法人の事業所でございます。</p> <p>まず、地域密着型通所介護ですが、事業所名称は「デイサービスセンターエンゼルヘルプ方南」。所在地は杉並区方南二丁目6番28号。利用定員は13名。法人名が「株式会社大起エンゼルヘルプ」。所在地、代表者氏名は記載の</p>

	<p>とおり。廃止年月日は令和3年11月30日。廃止の理由は通所介護へ転用するためです。</p> <p>次に、認知症対応型通所介護ですが、同じく事業所名称は「認知症対応型デイサービスセンターエンゼルヘルプ方南」。所在地は杉並区方南二丁目6番28号。利用定員は12名。法人名は「株式会社大起エンゼルヘルプ」。所在地、代表者氏名は記載のとおり。廃止年月日は令和3年11月30日。廃止の理由は通所介護に転用するためです。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>もうちょっと説明して下さると分かるかな。12名のところと13名のところを合わせて。</p>
介護保険課長	<p>12名のところと13名のところを合わせまして、通所介護という都指定の、19名以上のものに変えたということでございます。</p>
会長	<p>区が管掌している地域密着型でなくなるので、地域密着型としては廃止の手続になるというご報告でした。よろしいですね。</p> <p>それでは、その次もお願いいたします。区外の事業所の指定です。</p>
介護保険課長	<p>それでは、引き続き資料3を御覧ください。「地域密着型サービス事業所の指定（区外）について」ご報告いたします。</p> <p>介護保険法第78条の2第1項、第115条の12第1項による指定についてご報告いたします。本日は、地域密着型通所介護1件です。</p> <p>事業所名称が「だんらんの家 武蔵境」。所在地は西東京市新町4-11-21。法人名は「フライングフィールド株式会社」。所在地・代表者氏名は記載のとおり。指定年月日は令和3年12月1日です。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。よその自治体に所在している介護サービス事業所を杉並区の方が利用されるので、杉並区としても指定するという手続になります。よろしいですね。</p> <p>それでは「その他」に入りたいと思います。「地域の集いの場」の情報検索システムについてです。</p>
地域包括ケア推進担当課長	<p>今日参考資料として配りました、「地域の集いの場」の情報検索システムということで、生活支援体制整備事業の中で、これまでも「地域の集いの場」については皆様に情報を提供していましたが、このたび区ホームページの在宅医療介護保険サービス事業者情報検索システムに、「地域の集いの場」が検索できるページを加えてリニューアルしましたので、そのご案内でございます。</p> <p>中身につきましては、「杉並区のホームページで高齢者の『集いの場』を検索できます」というチラシをつけました。住所や団体名、活動内容などから、体操、サロン、会食の場を自宅の近くなどから検索できるようにしています。</p> <p>裏面を御覧いただくと、自宅や外にいるときにはスマートフォンでアクセスできるということで、簡単に説明しています。</p> <p>3枚目はA4横型ですが、これは検索した画面のサンプルです。検索すると場所や名称、どんな内容の事業をしているかまで記載されていますので、御覧いただければと思います。</p> <p>このシステムについてはできるだけ広く活用していただきたいということですので、ケア24や民生委員の皆様、町会にもこのチラシをご案内しています。</p> <p>簡単ではございますが、私からは以上でございます。</p>
会長	<p>ご質問、あるいはご意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>今、「集いの場」はどんなふうになっていますか。当然コロナの影響はある</p>

	だろーと思ひますが。
地域包括ケア推進担当課長	コロナにつひまひては約2年、感染が広がったり、一時収まったりが繰り返されていますが、私どもが聞き及んでいる限りでは開催は難しいということで一時期休止をされ、少し収まると開始するというひことで、各団体それぞれ様子を見ながら、大変ご苦労をされていると思ひています。そういう状況です。
会長	開いているところもあれば、しばらく休んでいるところもあるという状況ですか。
地域包括ケア推進担当課長	その団体の事情というひ、コロナに対するお考えなどもあると思ひますが、頑張っているところもあれば、心配だからやめておこうというところもあると聞ひています。
会長	副会長、どうぞ。
副会長	大変おもしろく聞ひていましたが、そうすると一番下のほうに「在宅医療・介護保険サービス事業者・地域の集いの場情報検索システム」という長い名称があつて、地図から探すと全ての介護保険や高齢者が使うサービスが、細かくたくさん出てくるイメージですか。1番で探すと、「集いの場」も全部ひつくるめて。
地域包括ケア推進担当課長	チラシの左側に書ひていますが、お近くの施設がプロットされて出てきます。ただ、「地域の集いの場」だけのページで検索できますので、ほかのものは出てこないと思ひます。
副会長	すばらしいと思ひのですが、「地域の集いの場」の、例えばやめましたとか、そういう情報は誰が取ってくるのですか。始めましたとかやめましたとか。区に申請するのですか。
地域包括ケア推進担当課長	それは区に登録していただくというひことで、今のチラシの裏側、青い部分に書ひていますが、登録を試してみませんかというご案内をしています。 今まで紙の情報で収集する際にも、私どもで分かるものはお声をかけて登録していただき、少しずつ増やしてまいりました。あとは、こういうものを御覧になって積極的に登録したいというひことで申出をいただいて、登録しています。 中には、こういうものを目にされずに登録できなかったとか、登録していなかったというひことで、改めて私どもの窓口においてになる方もいらつしやいます。
副会長	とてもいいと思ひます。ありがとうございます。
会長	登録よりもむしろ、やめたという連絡がなかなか来ない。ですから、ページの更新をどうひいうタイミングでやっていくのかというひのもご検討いただければと思ひます。 ほかはいかがですか。よろしいですか。 今度は「在宅医療と介護の今」。これは在宅医療・生活支援センター所長ですか。
在宅医療・生活支援センター所長	ちょっと前の話ですが在宅医療地域ケア通信を11月に発行して、お手元に配付してあります。こちらのケア通信は年3回発行で、これが今年度2回目になります。 今回の話題ですが、表紙に書ひているように2つあつて、1つは、コロナ禍での地域ケア会議、オンライン形式を軸に検討しているというひことで、今年度令和3年度の全体会というひ形で1回開催し、その後圏域ごとに在宅医療

	<p>地域ケア会議を開催していただきます。</p> <p>令和2年度もコロナの影響でなかなか開催することはできませんでしたが、今年度も引き続きコロナ禍の影響を受けていますので、全体会もようやく8月6日に初めて開くことができ、こちらも初めてオンライン形式で開催しています。</p> <p>全体会では、私ども事務局から令和3年度に地域ケア会議を開催するに当たって、こういうことに注意していただきたいと提案しています。</p> <p>1つは、各圏域とも少なくとも1回以上は開催してほしい。2つ目はコロナ禍でもありますので、1グループ10人を超える対面によるグループワークは好ましくない。したがって、オンライン形式での開催もいかがかということ。</p> <p>それから、開催のテーマは退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りの4つの場面に加えて、コロナ禍におけるこれら4つの場面から選定していただくことをお願いしている次第です。</p> <p>その後、圏域ごとにグループワークを行い、今年度どのように圏域ごとの会議を開催するかをご検討いただきました。その中で、圏域ごとに少なくとも1回ですので、1回開いていただき始めている状況です。</p> <p>既に開催しているところもあり、対面で行うことができたところもありますが、コロナが急激に増えてまいりましたので、今後はオンラインで開催する圏域が非常に多いです。</p> <p>続きまして3ページからは、多職種連携ICTシステムの稼働へ、オンライン会議を11月までに3回開いたという内容です。ちょうどこのケア通信の2つ前にICTシステムについて詳しくご紹介したケア通信を出していますが、このICTシステムを医師会のICT小委員会を中心にどのように活用すればいいかご検討いただいています。ちょうどこの会議の委員も中心になって、いろいろとご検討をいただいています。</p> <p>このシステムですが、「杉介（すかい）ネット」という愛称をつけました。どんどん登録して、一緒にネットワークに参加していただく方を増やしています。</p> <p>今年度は8月、10月、11月の3回ほど多職種連携オンライン会議を開き、バイタルリンクの活用について、どうしたら効果的に活用できるかをご検討いただいています。その会議の様子を掲載していますので、ぜひお読みいただければと思います。</p> <p>私からは以上です。</p>
会長	委員、何か追加されることはありますか。
委員	<p>コロナ禍で対面での会議がやりにくく、情報のやり取りがどうしても断片的になり、非常に難しくなっているので、ICTを使うとセキュリティーがしっかりしたラインシステムみたいな感じで関係者に一斉に患者の情報を配信でき、場合によっては患者の必要な部分の写真やデータを貼り付けることができるので非常に役に立って、今後はコロナ対策や災害対策にも生かしたいと考えています。</p> <p>今は医師と、介護や福祉関係の方にも参加いただいて、現在進行形の状態です。</p>
会長	委員、何かありますか。
委員	<p>コロナ禍の感染拡大が深刻になってくる中、多職種がいかに速やかに情報連携するかということが、地域の皆さんを守る一番大切なことになると思い</p>

	<p>ます。</p> <p>この杉介ネットは、医師会の先生方が中心になってくださっていることがポイントだと思います。次回2月は防災だったと思いますが、1回ずつテーマを決めて進めていることが着実に実を結んでいるのではないかと考えています。</p>
副会長	<p>大変興味深い活動のご報告で、ありがとうございました。</p> <p>ちょうどICTを活用した様々なものについて研究している最中で、一番の問題になるのが、スーパービジョンや事例検討をしたときの個人情報保護の問題について、いろいろなものを貼り付けてしまって、どこでどういう情報の共有をするのか。今日ではなくてもいいので、いつか教えていただければと思います。</p>
委員	<p>簡単に申しますと、例えばある患者がいて、そこに関連する多職種の方が入ってきますが、それ以外の方はその患者の情報を見られないので、個人に関してはそれで見えない。</p> <p>あと、例えばケアマネが集まる部屋のようなものを作って、そこでいろいろな情報交換をすることがありますが、そこでは個人名をできるだけ出さないという取り決めをしています。</p>
副会長	<p>こういうものは個人名を出さないと分からない会議と、スーパービジョンや事例検討など個人名がなくても大丈夫な場合と両方あって、匿名化してやっていけるもの、その辺を整理しないと、ICTはすごく便利ですが気をつけなければいけないこともあるので、また教えていただければと思います。</p>
会長	<p>ほかに何かご質問やご意見がある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。</p> <p>委員、11月26日のフォーラムの結果を言っていただけますか。</p>
委員	<p>11月26日に、高齢分野と障害分野連携のフォーラムをさせていただきました。そこで、実際に障害のある高齢者の方とご家族、各事業所に参加していただいて、1つの事例からどんな支援をするか、どんなふうに障害の制度から高齢の制度に移行したかという事例もできたのと、それとは別に個々の話ではなく、分野ごとの連携をどういうふうに仕組みとしてできればいいのかということ、包括の方や障害のほうの包括、「すまいる」の方にも参加していただいて、自分たちができることはどんなことなのかなどの話もして、どう連携を取って行けそうか、今後の展望も含めてお話することができました。</p> <p>座・高円寺でやらせていただいたので、ユーチューブで配信もしましたが、ライブで配信したものと、今編集をし直して、編集してもう一度アップしますので、またご連絡をさせていただければと思います。</p> <p>この中にも参加された方がいらっしゃいました。ありがとうございました。</p>
会長	<p>もう1つ、今日ここに介護福祉学会という学会通信で、ドイツと韓国の介護事情があったのでコピーして持って来たつもりでしたが、韓国の後ろの1ページが切れてしまっていました。私のミスで届け忘れしました。改めて3ページ目をつけて、何らかの形で御覧いただけるようにしたいと思います。</p> <p>このほかの国のものも入ってくるようになってきているようなので、ご参考になればと思います。</p> <p>ほかになれば、高齢者施策課長、お願いします。</p>
高齢者施策課長	<p>本日もありがとうございました。私からは、最後になりますが、次回第4回運営協議会の日程についてのお知らせでございます。</p> <p>今回は3月29日火曜日、時間は同じ2時を予定しています。正式な通知</p>

	<p>につきましては、改めてご連絡・ご通知を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>できることなら金曜日ということで、いろいろと調整しようと思いましたが、部屋の関係と、その他私のスケジュールなどもあって、年度末ぎりぎりの29日火曜日ということになりました。申し訳ありませんが、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>ほかにありますか。よろしいですか。</p> <p>それでは、まだ大分時間は残っていますが、本日予定されていた議題、報告事項全て終わりましたので、これにて散会とさせていただきます。</p> <p>本日もどうもありがとうございました。</p>